

平成20年度

主要施策の成果説明書

北海道後期高齢者医療広域連合



## 平成20年度主要施策の成果説明書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により、決算を議会の認定に付するに当たり、平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計及び平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類を提出する。

平成21年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場 脩

# 目 次

1	平成20年度決算について	1
2	平成20年度一般会計決算について	3
	歳入に関する説明	6
	歳出に関する説明	9
3	平成20年度後期高齢者医療会計決算について	13
	歳入に関する説明	17
	歳出に関する説明	25
4	平成20年度市町村負担金納入額一覧表	
	市町村事務費負担金	30
	保険料等負担金及び療養給付費負担金	34
5	基金運用状況調書	38

# 1 平成20年度決算について

## 〔 総 括 〕

北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、北海道における後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体として平成19年3月1日に北海道知事の許可を受け設立し、1年余の準備期間を経て、平成20年4月から後期高齢者医療制度をスタートさせ、制度の円滑な運営に努めた。

一般会計は、当初予算の総額を18億3,647万5千円と定め、主に広域連合事務局の管理運営に係る事業を行った。

歳入では、市町村からの事務費負担金の減額補正を行ったこと等により、決算額は17億9,381万2,273円であった。

歳出では、後期高齢者医療会計への繰出金の減額補正を行ったこと等により、決算額は15億1,961万7,733円となり、歳入歳出差引額は、2億7,419万4,540円で実質収支も同額であった。

歳入については、広域連合の運営経費は、主に規約に基づく構成市町村からの負担金で賄われており、その他、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金、前年度からの繰越金等となっている。

これらを財源とする歳出については、構成市町村等からの派遣職員に係る人件費の負担や、広域連合事務局の管理運営に要する事務費、市町村及び広域連合における広報経費等となっている。

後期高齢者医療会計は、当初予算の総額を5,681億9,460万8千円と定め、療養の給付や健康診査等の保険給付に関する事業、また、保険給付や保険料の賦課に関するシステムの運用等の事業を進めた。

歳入では、国の特別対策による平成21年度の保険料軽減に係る交付金等により、決算額は5,645億9,637万8,983円であった。

歳出では、保険給付に係る経費の減等により、決算額は5,542億5,485万5,223円となり、歳入歳出差引額は、103億4,152万3,760円で実質収支も同額となっているが、この中には次年度における国庫支出金や支払基金交付金等への返還に要する経費が含まれている。

歳入については、保険給付に係る定率負担である国・道・市町村からの負担金及び支払基金からの交付金が約90パーセントを占め、その他、市町村が収納した保険料の負担金、国の特別対策による保険料軽減に伴う交付金等となっている。

また歳出については、保険給付に係る経費が全体の99パーセント以上を占め、その他、保険給付や保険料の賦課及び収納に関するシステムの運用経費、市町村の行う健康づくり等の事業への補助を行う保健事業費等となっている。

広域連合が設置する基金は、医療給付に係る財源の年度間調整や被保険者の健康づくりに必要な事業の実施を目的とした「北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金」を造成し、27億3,647万5千円を積み立てた。

また、平成19年度に造成した「北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金」は、市町村及び広域連合の行う周知広報や相談体制整備に要する経費の負担及び保険料軽減に係る財源補てんを目的とし、平成20年度末で35億3,648万7,940円の現在高となっている。

[ 平成20年度決算額 ]

一般会計においては、歳入が1,793,812,273円、歳出は1,519,617,733円であり、歳入と歳出の差引額は274,194,540円であった。

また、後期高齢者医療会計においては、歳入が564,596,378,983円、歳出は554,254,855,223円であり、差引額は10,341,523,760円であった。

両会計を合計すると、歳入が566,390,191,256円、歳出は555,774,472,956円であり、差引額は10,615,718,300円であった。

決算額総括表

(単位：円)

区 分	歳 入 A	歳 出 B	差 引 (A-B) C	備 考
一 般 会 計	1,793,812,273	1,519,617,733	274,194,540	
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	564,596,378,983	554,254,855,223	10,341,523,760	
合 計	566,390,191,256	555,774,472,956	10,615,718,300	

実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	差引額 (A-B) C	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額 (C-D) E	平成19年度 実質収支額 F	単年度収支額 (E-F) G
一 般 会 計	1,793,812	1,519,618	274,194	0	274,194	116,781	157,413
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	564,596,379	554,254,855	10,341,524	0	10,341,524	0	10,341,524
合 計	566,390,191	555,774,473	10,615,718	0	10,615,718	116,781	10,498,937

## 2 平成20年度一般会計決算について

### 歳入

#### 1 款 分担金及び負担金 (収入済額 1,458,362,000円)

収入額は、1,458,362,000円で、予算と同額であった。これは、広域連合構成市町村からの共通経費としての事務費負担金である。後期高齢者医療会計の事務費相当額も含めて、一般会計で収入しており、繰入金により医療会計へ支出した。

負担金の市町村別内訳については、30ページ別表1のとおりである。

#### 2 款 国庫支出金 (収入済額 47,468,900円)

医療費の地域格差の特例として、制度施行前の3年間の一人当たり老人医療給付費実績が広域連合区域全体の20%以上低く乖離していた市町村は、平成20年度から平成25年度まで保険料の算定特例があり、北海道では15市町村が該当となっている。法の規定に基づき保険料の不均一賦課による減収分を、国及び道より2分の1ずつの割合で広域連合へ負担され、その収入を一般会計で受け入れ特別会計へと繰り出すこととなっている。平成20年度の国からの後期高齢者医療不均一保険料負担金は、47,218,900円であった。

また、後期高齢者医療費補助金交付要綱による医療費適正化事業のうち医療保険者等の「意見を聞く場」の設置に対する補助として、運営協議会経費が該当となり補助基本額の2分の1として、250,000円の収入であった。

#### 3 款 道支出金 (収入済額 47,218,900円)

国庫支出金における、後期高齢者医療不均一保険料負担金と同様に、道より47,218,900円の収入であった。

#### 4 款 財産収入 (収入済額 0円)

利子及び配当金の受入科目として1千円を予算計上していたが、収入がなかった。

なお、当広域連合では、基金を預金保険制度により全額保護の対象となる「普通預金無利息型」により管理をしているため、利子収入はない。

#### 5 款 繰入金 (収入済額 118,788,085円)

国からの交付金を財源として設置している後期高齢者医療制度臨時特例基金から、交付金の対象事業となる「説明会の開催及び周知広報に要する経費」の所要経費として、広域連合による事業実施分として21,329,934円、市町村による事業実施分として28,290,752円を、取り崩している。広報実施事業については、歳出の状況にて掲載する。

また、他会計繰入金として、後期高齢者医療会計で収入している特別調整交付金のうち、一般会計で実施し補助対象となる「特別対策に関する広報の実施等に要する経費」の所要経費として、広域連合による事業実施分として10,819,200円、市町村による事業実施分として58,348,199円を、繰り入れている。

#### 6 款 繰越金 (収入済額 116,781,193円)

平成19年度の一般会計決算剰余金を平成20年度へ繰り越している。

繰越金額は、116,781,193円であった。

7 款 諸収入 (収入済額 5,193,195円)

一般会計における平成20年度歳計現金預金利子として、3,343,829円の収入であった。

その他には、雑入として、臨時職員の雇用保険収入が26,366円、広域連合が借り上げ派遣職員へ貸付けをしている公宅使用料が1,823,000円の収入であった。

歳出

1 款 議会費 (支出済額 2,008,770円)

本広域連合における平成20年度議会の運営に要した経費である。平成20年度では、3回の議会を開会した。各議会では、以下のような事項を審議し議決となった。

会議区分	開催日	主な審議事項
H20第1回臨時会	H20.7.16	保険料軽減の条例改正、補正予算ほか
H20第2回定例会	H20.11.21	決算認定、条例改正、補正予算ほか
H21第1回定例会	H21.2.20	条例改正、補正予算、当初予算ほか

2 款 総務費 (支出済額 204,786,212円)

平成20年4月から制度運用が開始となったことに伴い、平成20年度より後期高齢者医療会計が新たにできたが、一般会計の総務費では、広域連合事務局の管理運営経費や一般会計に属する総務系の職員の人件費、広域連合における周知等広報経費、広域連合の運営に関する協議をする運営協議会経費、監査委員及び選挙管理委員会経費を執行した。

広域連合の職員は、構成市町村及び北海道などから派遣されており、時間外勤務手当等を除く人件費相当分を負担金として、派遣元市町村へ支出した。

また、制度開始前の周知不足等により、制度開始後大きな混乱を生じ、保険料納付方法の選択性導入や保険料軽減の拡充などの改正が行われた。それらの実施に伴う財源が国から交付となり、特別対策による広報事業などを実施した。

平成20年度に広域連合が実施した広報事業業務委託 (44,046,552円)

広報媒体	実施回数	備考
新聞広告	6回	速報性が求められるものについて実施
新聞折り込み	2回	より詳細な広報が求められるものについて実施
特別対策周知チラシ	1回	制度改正による周知チラシの配布
リーフレット	2回	制度の概略を説明するもので、被保険者への配布や市町村窓口への配置
医科への送付	1回	リーフレット等を医科窓口へ配置

### 3 款 公債費 (支出済額 0円)

歳計現金の不足に対応するため、一時借入金の支払利息を予算計上していたが、平成20年度は一時借入金の借入れ実績がなかった。

### 4 款 諸支出金 (支出済額 1,312,822,751円)

法令の規定に基づく保険料不均一賦課に伴う国及び道からの後期高齢者医療不均一負担金を、後期高齢者医療会計へ繰出金として94,437,800円の執行をした。

また、制度改正に伴う構成市町村における周知広報経費として、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金を財源として、市町村へ交付した。

後期高齢者医療制度臨時特例基金による交付

・説明会の開催及び周知広報に要する経費 28,290,752円

特別調整交付金による交付

・特別対策に関する広報の実施等に要する経費 58,348,199円

### 5 款 予備費 (支出済額 0円)

不測の事態に備えるため1,000千円の予備費を予算計上していたが、予備費充用はなかった。

歳入に関する説明（一般会計）

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	説明								
1. 分担金及び負担金	1,458,362,000円	1,458,362,000円	1,458,362,000円	0円									
1. 負担金	1,458,362,000円	1,458,362,000円	1,458,362,000円	0円									
1. 市町村負担金	1,458,362,000円	1,458,362,000円	1,458,362,000円	0円	<p>北海道後期高齢者医療広域連合規約第19条の規定に基づき共通経費として道内180市町村から収入した事務費負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>人口割については、平成19年3月31日現在による。 負担金の市町村別内訳は、30ページ別表1のとおりである。</p>	区分	負担割合	均等割	10%	高齢者人口割	40%	人口割	50%
区分	負担割合												
均等割	10%												
高齢者人口割	40%												
人口割	50%												
2. 国庫支出金	51,005,000円	47,468,900円	47,468,900円	0円									
1. 国庫負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円									
1. 保険料不均一賦課負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円	<p>後期高齢者医療不均一保険料負担金 <u>決算額 47,218,900円</u></p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第14条第3項の規定に基づく後期高齢者医療特別会計への繰入金の2分の1に相当する国庫負担金。 法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ道負担金と合わせて繰り出す。</p>								
2. 国庫補助金	149,000円	250,000円	250,000円	0円									
1. 後期高齢者医療制度事業費補助金	149,000円	250,000円	250,000円	0円	<p>後期高齢者医療制度事業費補助金 <u>決算額 250,000円</u></p> <p>平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱による医療費適正化事業（医療保険者等の「意見を聞く場」の設置）の実施に係る国庫補助（補助率1/2）</p>								
3. 道支出金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円									
1. 道負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円									
1. 保険料不均一賦課負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円	<p>後期高齢者医療不均一保険料道費負担金 <u>決算額 47,218,900円</u></p> <p>法附則第14条第4項の規定に基づく後期高齢者医療特別会計への繰入金の2分の1に相当する道負担金。 法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ国庫負担金と合わせて繰り出す。</p>								

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
4 . 財産収入	1,000円	0円	0円	0円	
1 . 財産運用収入	1,000円	0円	0円	0円	
1 . 利子及び配当金	1,000円	0円	0円	0円	科目計上
5 . 繰入金	146,074,000円	118,788,085円	118,788,085円	0円	
1 . 基金繰入金	76,600,000円	49,620,686円	49,620,686円	0円	
1 . 後期高齢者医療制度 臨時特例基金	76,600,000円	49,620,686円	49,620,686円	0円	<p>後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金</p> <p style="text-align: right;">決算額 49,620,686円</p> <p>平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により設置した後期高齢者医療制度臨時特例基金から交付対象事業分の所要額を取り崩す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催及び周知広報に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合事業実施分 21,329,934円 (広報事業業務委託料より支出)</li> <li>市町村事業実施分 28,290,752円 (市町村特別対策事業交付金より支出)</li> </ul> </li> </ul>
2 . 他会計繰入金	69,474,000円	69,167,399円	69,167,399円	0円	
1 . 後期高齢者医療会計 繰入金	69,474,000円	69,167,399円	69,167,399円	0円	<p>後期高齢者医療会計繰入金</p> <p style="text-align: right;">決算額 69,167,399円</p> <p>法第95条の規定に基づき交付される調整交付金のうち特別調整交付金の「特別対策に関する広報の実施等」に係る金額を、後期高齢者医療会計で収入し、一般会計へ繰り出しをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別対策に関する広報の実施等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合事業実施分 10,819,200円 (広報事業業務委託料より支出)</li> <li>市町村事業実施分 58,348,199円 (市町村特別対策事業交付金より支出)</li> </ul> </li> </ul>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
6 . 繰越金	116,781,000円	116,781,193円	116,781,193円	0円	
1 . 繰越金	116,781,000円	116,781,193円	116,781,193円	0円	
1 . 繰越金	116,781,000円	116,781,193円	116,781,193円	0円	平成19年度一般会計決算剰余金 <u>決算額 116,781,193円</u>
7 . 諸収入	4,118,000円	5,193,195円	5,193,195円	0円	
1 . 預金利子	1,868,000円	3,343,829円	3,343,829円	0円	
1 . 預金利子	1,868,000円	3,343,829円	3,343,829円	0円	歳計現金預金利子 <u>決算額 3,343,829円</u>
2 . 雑入	2,250,000円	1,849,366円	1,849,366円	0円	
1 . 雑入	2,250,000円	1,849,366円	1,849,366円	0円	雇用保険収入 <u>決算額 26,366円</u> 公宅使用料 <u>決算額 1,823,000円</u>
合 計	1,827,197,000円	1,793,812,273円	1,793,812,273円	0円	

歳出に関する説明（一般会計）

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																
1 . 議会費	3,725,000円	2,008,770円	1,716,230円																	
1 . 議会費	3,725,000円	2,008,770円	1,716,230円																	
1 . 議会費	3,725,000円	2,008,770円	1,716,230円	<p>議会運営に要した経費 <span style="float:right">決算額 2,008,770円</span></p> <p>広域連合議会開催状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会 議 区 分</th> <th>開 催 日</th> <th>出 席 議 員 数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年第1回臨時会</td> <td>H20.7.16</td> <td>24名</td> <td>ノホテル札幌</td> </tr> <tr> <td>平成20年第2回定例会</td> <td>H20.11.21</td> <td>26名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成21年第1回定例会</td> <td>H21.2.20</td> <td>24名</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 区 分	開 催 日	出 席 議 員 数	場 所	平成20年第1回臨時会	H20.7.16	24名	ノホテル札幌	平成20年第2回定例会	H20.11.21	26名	国保会館	平成21年第1回定例会	H21.2.20	24名	国保会館
会 議 区 分	開 催 日	出 席 議 員 数	場 所																	
平成20年第1回臨時会	H20.7.16	24名	ノホテル札幌																	
平成20年第2回定例会	H20.11.21	26名	国保会館																	
平成21年第1回定例会	H21.2.20	24名	国保会館																	
2 . 総務費	222,607,000円	204,786,212円	17,820,788円																	
1 . 総務管理費	222,197,000円	204,470,382円	17,726,618円																	
1 . 一般管理費	218,769,000円	201,564,291円	17,204,709円	<p>広域連合の管理及び運営に要した経費</p> <p>事務消耗品、通信運搬費、PC及びプリンター賃借などの運営経費 <span style="float:right">決算額 16,272,191円</span></p> <p>時間外等職員手当、赴任・帰任旅費、臨時職員賃金、公宅借上料等 職員管理費 <span style="float:right">決算額 27,253,523円</span></p> <p>派遣元市町村への人件費負担金 派遣職員構成（平成21年3月31日現在） 派遣元(30団体)派遣職員数(43名) / うち一般会計派遣職員数(16名) <span style="float:right">決算額 112,731,028円</span></p> <p>後期高齢者医療制度の周知等広報経費 新聞等マスコミ媒体での広報、パンフレット等の作成及びホームページ への広報資料等の掲載 <span style="float:right">決算額 44,046,552円</span></p>																

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																								
				個人情報保護審査会及び運営協議会運営経費 <div style="text-align: right;"><u>決算額 1,260,997円</u></div> 開催状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>会 議 区 分</th> <th>開催日</th> <th>出席委員数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度第1回運営協議会</td> <td>H20.6.25</td> <td>19名</td> <td>かでの2・7</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第2回運営協議会</td> <td>H20.9.26</td> <td>17名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第3回運営協議会</td> <td>H20.10.29</td> <td>17名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第4回運営協議会</td> <td>H21.1.29</td> <td>14名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第5回運営協議会</td> <td>H21.3.23</td> <td>17名</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 区 分	開催日	出席委員数	場 所	平成20年度第1回運営協議会	H20.6.25	19名	かでの2・7	平成20年度第2回運営協議会	H20.9.26	17名	国保会館	平成20年度第3回運営協議会	H20.10.29	17名	国保会館	平成20年度第4回運営協議会	H21.1.29	14名	国保会館	平成20年度第5回運営協議会	H21.3.23	17名	国保会館
会 議 区 分	開催日	出席委員数	場 所																									
平成20年度第1回運営協議会	H20.6.25	19名	かでの2・7																									
平成20年度第2回運営協議会	H20.9.26	17名	国保会館																									
平成20年度第3回運営協議会	H20.10.29	17名	国保会館																									
平成20年度第4回運営協議会	H21.1.29	14名	国保会館																									
平成20年度第5回運営協議会	H21.3.23	17名	国保会館																									
2. 事務所管理費	3,273,000円	2,780,616円	492,384円	広域連合事務所の維持管理 光熱水費、清掃業務委託料等の維持管理費 <u>決算額 2,150,616円</u>  広域連合事務所電話回線追加変更工事 <u>決算額 630,000円</u>																								
3. 会計管理費	155,000円	125,475円	29,525円	会計管理用事務費 印刷製本費、財務会計システムプログラム変更委託 <div style="text-align: right;"><u>決算額 125,475円</u></div>																								
2. 選挙費	90,000円	84,580円	5,420円																									
1. 選挙管理委員会費	15,000円	14,580円	420円	市町村総合事務組合負担金（選挙管理委員分） <u>決算額 14,580円</u>																								

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																				
2 . 広域連合議会議員 選挙費	75,000円	70,000円	5,000円	選挙管理委員会開催経費 選挙管理委員会開催状況 <u>決算額 70,000円</u>																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>会 議 内 容</th> <th>開催日</th> <th>出席委員数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員選挙の実施等</td> <td>H20.7.24</td> <td>3名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>議員選挙の結果等</td> <td>H20.10.9</td> <td>3名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>委員長選挙、議員選挙の実施等</td> <td>H20.11.28</td> <td>4名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>議員選挙の結果等</td> <td>H21.2.27</td> <td>4名</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 内 容	開催日	出席委員数	場 所	議員選挙の実施等	H20.7.24	3名	国保会館	議員選挙の結果等	H20.10.9	3名	国保会館	委員長選挙、議員選挙の実施等	H20.11.28	4名	国保会館	議員選挙の結果等	H21.2.27	4名	国保会館
会 議 内 容	開催日	出席委員数	場 所																					
議員選挙の実施等	H20.7.24	3名	国保会館																					
議員選挙の結果等	H20.10.9	3名	国保会館																					
委員長選挙、議員選挙の実施等	H20.11.28	4名	国保会館																					
議員選挙の結果等	H21.2.27	4名	国保会館																					
3 . 監査委員費	320,000円	231,250円	88,750円																					
1 . 監査委員費	320,000円	231,250円	88,750円	広域連合監査委員費 監査実施状況 <u>決算額 231,250円</u>																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>監 査 内 容</th> <th>開催日</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例月出納検査</td> <td>月1回</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>定期監査</td> <td>H20.12.10～H21.2.2</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>決算審査</td> <td>H20.8.28～H20.10.31</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	監 査 内 容	開催日	場 所	例月出納検査	月1回	国保会館	定期監査	H20.12.10～H21.2.2	国保会館	決算審査	H20.8.28～H20.10.31	国保会館								
監 査 内 容	開催日	場 所																						
例月出納検査	月1回	国保会館																						
定期監査	H20.12.10～H21.2.2	国保会館																						
決算審査	H20.8.28～H20.10.31	国保会館																						
3 . 公債費	42,000円	0円	42,000円																					
1 . 公債費	42,000円	0円	42,000円																					
1 . 利子	42,000円	0円	42,000円	一時借入金利息 <u>決算額 0円</u> (平成20年度は、一時借入金の借入れ実績なし)																				
4 . 諸支出金	1,599,823,000円	1,312,822,751円	287,000,249円																					
1 . 他会計繰出金	1,485,568,000円	1,226,183,800円	259,384,200円																					
1 . 後期高齢者医療会計	1,485,568,000円	1,226,183,800円	259,384,200円	後期高齢者医療会計への事務費繰出金 <u>決算額 1,131,746,000円</u> 構成市町村からの事務費負担金を、一般会計で一括して収入し、後期高齢者医療会計の事務費相当額を繰り出す。																				

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
				保険料不均一賦課繰出金 <span style="float: right;"><u>決算額 94,437,800円</u></span> 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第14条第3項及び第4項の規定に基づく、保険料不均一賦課に伴う国及び道からの負担金を、法附則第14条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す。 法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ国庫負担金と道負担金を合わせて繰り出す。
2 . 市町村支出金	114,255,000円	86,638,951円	27,616,049円	
1 . 市町村支出金	114,255,000円	86,638,951円	27,616,049円	市町村特別対策事業交付金 <span style="float: right;"><u>決算額 86,638,951円</u></span> 構成市町村における周知広報事業に対する交付金 後期高齢者医療制度臨時特例基金による交付 ・説明会の開催及び周知広報に要する経費 28,290,752円 特別調整交付金による交付 ・特別対策に関する広報の実施等に要する経費 58,348,199円
5 . 予備費	1,000,000円	0円	1,000,000円	
1 . 予備費	1,000,000円	0円	1,000,000円	
1 . 予備費	1,000,000円	0円	1,000,000円	予備費 <span style="float: right;"><u>決算額 0円</u></span> （平成20年度は、予備費充用なし）
合 計	1,827,197,000円	1,519,617,733円	307,579,267円	

### 3 平成20年度後期高齢者医療会計決算について

#### 歳入

#### 1 款 市町村支出金 (収入済額 93,563,480,725円)

被保険者から市町村が徴収した保険料の「保険料負担金」及び低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする「保険基盤安定負担金」並びに療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」を、市町村が広域連合へ納付する。

全道の構成市町村からのそれぞれの収入済額は、保険料負担金39,281,468,116円、保険基盤安定負担金9,395,514,609円、療養給付費負担金44,886,498,000円であった。

負担金市町村別の内訳については、34ページ別表2のとおりである。

#### 2 款 国庫支出金 (収入済額 192,543,689,194円)

国庫負担金は、療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」及び高額な医療に関する給付の発生に対し負担する「高額医療費負担金」が、国から交付となるものである。

収入済額はそれぞれ、療養給付費負担金134,107,083,326円、高額医療費負担金1,750,289,705円であった。

国庫補助金は、以下の6項目であり、収入済額は総額で56,686,316,163円であった。

費 目 (2項 国庫補助金)		収入済額 (千円)	説 明
1目	調整交付金	50,488,365	広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することや災害その他特別な事情がある広域連合に対して交付する
2目	特別高額医療費共同事業費補助金	53,882	広域連合からの特別高額医療費共同事業の医療費拠出金と事務費拠出金の負担に対する国庫補助金
3目	保健事業費補助金	96,932	広域連合が実施する健康診査事業に対する国庫補助金
4目	医療費適正化事業費補助金	1,469	後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱による医療費適正化事業の「レプト点検専門員の研修」及び「介護保険との給付調整に係るレプト点検」の実施に対する国庫補助金
5目	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	2,396,244	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱による広域連合が実施する事業で「保険料軽減措置」及び「広域連合電算処理システム改修事業」に対する国庫補助金
6目	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	3,649,424	後期高齢者医療制度臨時特例基金の造成に必要な経費に対する国庫補助金。交付金は、被扶養者であった被保険者の保険料の軽減、説明会の開催及び周知広報、きめ細やかな相談を実施するための体制整備並びに低所得者の保険料の軽減を行うことを目的として交付となる。
計		56,686,316	

### 3 款 道支出金 (収入済額 45,391,372,000円)

道負担金は、療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」及び高額な医療に関する給付の発生に対し負担する「高額医療費負担金」が、道から交付となるものである。

収入済額はそれぞれ、療養給付費負担金43,660,606,000円、高額医療費負担金1,750,289,705円であった。

道補助金は、平成20年度後期高齢者健診事業費補助金交付要綱により、広域連合が行う被保険者に対する健診事業に対し補助金が交付となる。収入済額は、35,000,000円であった。

### 4 款 支払基金交付金 (収入済額 230,247,252,000円)

広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、現役世代からの後期高齢者医療制度への負担として、社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で賄われる。

法第100条の規定により、保険納付対象額を算出し、支払基金が徴収する後期高齢者支援金を財源として、支払基金より交付となる。

### 5 款 特別高額医療費共同事業交付金 (収入済額 66,725,059円)

特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、全国の広域連合からの拠出金をもとにして実施される事業である。

共同事業の対象は、レセプト1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付となる。

### 6 款 財産収入 (収入済額 0円)

利子及び配当金の受入科目として1千円を予算計上していたが、収入がなかった。

なお、当広域連合では、基金を預金保険制度により全額保護の対象となる「普通預金無利息型」により管理をしているため、利子収入はない。

### 7 款 繰入金 (収入済額 2,626,752,320円)

後期高齢者医療会計事務費繰入金は、構成市町村からの事務費負担金を一般会計で一括して収入し、後期高齢者医療会計の事務費相当額を一般会計より繰り入れているものである。

保険料不均一賦課繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)附則第14条第3項及び第4項の規定に基づき、保険料不均一賦課に伴う国及び道からの負担金を、法附則第14条第2項の規定に基づき、一般会計から後期高齢者医療特別会計が繰り入れるものである。

後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により設置した後期高齢者医療制度臨時特例基金から交付対象事業分の所要額を繰り入れている。

8 款 諸収入 (収入済額 157,107,685円)

預金利子は、後期高齢者医療会計における平成20年度歳計現金預金利子として、130,811,858円の収入であった。

第三者納付金は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することによる賠償金である。交通事故等賠償金として、20,951,551円の収入であった。

返納金は、法第59条の規定により、偽りその他の不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者がいるときは、広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することに基づく不正利得等返納金であり、4,904,848円の収入であった。

その他には、雑入として、嘱託職員の雇用保険収入が19,428円、後期高齢者レセプトデータ作成業務に対する負担金として420,000円の収入であった。

歳出

1 款 後期高齢者医療費 (支出済額 554,158,743,871円)

平成20年4月から制度運用が開始となったことに伴い、後期高齢者医療会計が新たにできた。

1 項総務管理費の1 目一般管理費では、後期高齢者医療制度の運営に要する事務関連経費や医療会計に属する業務系の職員の人件費、給付関連の業務委託費、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立などの経費を執行した。広域連合の職員は、構成市町村及び北海道などから派遣されており、時間外勤務手当等を除く人件費相当分を負担金として、派遣元市町村へ支出した。

また、2 目会計管理費では、郵便振替料金隔地払い手数料等の会計経費を執行し、3 目電算処理システム費では、パソコン関連の消耗品費や接続に係る通信運搬費等の管理経費、システム保守等の運用関連業務委託費、電算システム機器等の賃借料、市町村窓口端末などの備品購入費、電算システム改修共同事業に係る負担金などの電算システム関連経費を執行した。

次に、2 項保険給付費は、後期高齢者医療会計の99%を占めており、療養給付費ほか給付関連経費を支出した。各費目による執行状況は、以下のとおりである。

費目 (2 項 保険給付費)	執行額 (千円)	説明
1 目 療養給付費	520,973,939	法第64条の規定により、被保険者の疾病又は負傷に対する療養の給付に要したものの
2 目 訪問看護療養費	917,032	法第78条の規定により、被保険者の指定訪問看護の支給に要したものの
3 目 移送費	0	法第83条の規定により、被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたことによる移送費の支給に要したものの(療養給付費より支出)
4 目 高額療養費	21,630,421	法第84条の規定により、被保険者に対する高額療養費の支給に要したものの
5 目 審査支払手数料	1,596,802	国保連合会に対する審査支払手数料の支払いに要したものの
6 目 特別高額医療費共同事業拠出金	53,484	国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する拠出金
7 目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	397	国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する事務費拠出金
8 目 葬祭費	958,080	法第86条の規定により、後期高齢者医療に関する条例を定め、条例第2条により葬祭費として、3万円を支給する

費 目 ( 2 項 保険給付費 )		執 行 額 (千円)	説 明
9目	健康診査費	214,939	法第125条第1項及び条例第3条に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱を定め、構成市町村が実施する健診事業に対する委託料
10目	道財政安定化基金拠出金	180,458	法第116条の規定により、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置する道財政安定化基金に対する拠出金
11目	運営安定化基金造成金	2,736,475	後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整と被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を円滑かつ効率的に実施するための運営安定化基金への積立金
12目	諸費	149	保険料歳出還付金及び還付加算金
計		549,262,176	

## 2 款 公債費 ( 支出済額 0円 )

歳計現金の不足に対応するため、一時借入金の支払利息を予算計上していたが、平成20年度は一時借入金の借入れ実績がなかった。

## 3 款 予備費 ( 支出済額 0円 )

不測の事態に備えるため2,000千円の予備費を予算計上していたが、予備費充用はなかった。

## 4 款 諸支出金 ( 支出済額 96,111,352円 )

法第95条の規定に基づき交付される調整交付金のうち特別調整交付金の「特別対策に関する広報の実施等」に係る金額を、後期高齢者医療会計で収入し、一般会計へ繰り出した。

- ・特別対策に関する広報の実施等に要する経費（一般会計）
  - 広域連合事業実施分 10,819,200円（広報事業業務委託料より支出）
  - 市町村事業実施分 58,348,199円（市町村特別対策事業交付金より支出）

また、市町村の特別対策に対する交付金を下記のとおり支出した。

構成市町村における「きめ細やかな相談体制整備事業」に対する交付金  
 ・後期高齢者医療制度臨時特例基金取り崩しによる 1,425,204円

構成市町村における「長寿・健康増進事業」に対する交付金  
 ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金 25,518,749円

特別調整交付金の補助対象事業項目  
 健康相談、健康に関するリーフレットの提供  
 スポーツクラブ、保養施設等の利用助成  
 スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成  
 医療と介護の連携強化モデル事業  
 その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

歳入に関する説明（後期高齢者医療会計）

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
1 . 市町村支出金	95,447,220,000円	93,563,480,725円	93,563,480,725円	0円	
1 . 市町村負担金	95,447,220,000円	93,563,480,725円	93,563,480,725円	0円	
1 . 保険料等負担金	50,560,722,000円	48,676,982,725円	48,676,982,725円	0円	<p>保険料負担金 <u>決算額 39,281,468,116円</u></p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第104条第1項の規定により、市町村が徴収した保険料を、法第105条の規定により、市町村が広域連合に納付する保険料負担金</p> <p>保険基盤安定負担金 <u>決算額 9,395,514,609円</u></p> <p>保険基盤安定制度は、法第99条の規定により、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんするものである。 法の規定により、保険料軽減相当額の4分の3を道が市町村の一般会計へ支出し、市町村が残りの4分の1を合わせて、市町村の一般会計から特別会計へ繰り出し、市町村の特別会計より、広域連合へ保険基盤安定負担金として負担する。</p> <p>負担金の市町村別内訳は、34ページ別表2のとおりである。</p>
2 . 療養給付費負担金	44,886,498,000円	44,886,498,000円	44,886,498,000円	0円	<p>療養給付費負担金 <u>決算額 44,886,498,000円</u></p> <p>法第98条の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する人の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の1を乗じた額を、市町村の一般会計から広域連合に対し定率負担をするものである。 当該年度の負担金については、概算の金額により収入となり、翌年度で精算する。</p> <p>負担金の市町村別内訳は、34ページ別表2のとおりである。</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
2 . 国庫支出金	191,603,867,000円	192,543,689,194円	192,543,689,194円	0円	
1 . 国庫負担金	136,086,119,000円	135,857,373,031円	135,857,373,031円	0円	
1 . 療養給付費負担金	134,659,494,000円	134,107,083,326円	134,107,083,326円	0円	<p>療養給付費負担金 <u>決算額 134,107,083,326円</u></p> <p>法第93条第1項の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する人の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の3を乗じた額を、国が広域連合に対し定率負担をするものである。 当該年度の負担金については、概算の金額により収入となり、翌年度で精算する。</p>
2 . 高額医療費負担金	1,426,625,000円	1,750,289,705円	1,750,289,705円	0円	<p>高額医療費負担金 <u>決算額 1,750,289,705円</u></p> <p>法第93条第2項の規定により、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして、レセプト1件当たり80万円を超えるものの80万円超過分につき、政令で定める算定方法により「高額医療費負担対象額」を算出し、4分の1を乗じた額を、国が広域連合に対し負担するものである。 当該年度の負担金については、概算の金額により収入となり、翌年度で精算する。</p>
2 . 国庫補助金	55,517,748,000円	56,686,316,163円	56,686,316,163円	0円	
1 . 調整交付金	49,399,235,000円	50,488,365,000円	50,488,365,000円	0円	<p>普通調整交付金 <u>決算額 50,371,842,000円</u></p> <p>法第95条の規定により、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的として、普通調整交付金が交付となる。</p> <p>特別調整交付金 <u>決算額 116,523,000円</u></p> <p>特別調整交付金は、災害その他特別な事情がある広域連合に対して交付となる。 特別調整交付金のうち「特別対策に関する広報の実施等」に要する経費については、一般会計で支出している経費が補助対象となるため、所要額を一般会計へ繰り出している。</p> <p>療養担当手当に係る額 19,114千円 円滑な運営のために必要な額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別対策に関する広報の実施等 69,167千円</li> <li>・ 長寿・健康増進事業の実施 28,242千円</li> </ul> <p>(広域連合事業2,723,658円・市町村事業25,518,749円)</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
2 . 特別高額医療費共同 事業費補助金	40,000,000円	53,881,465円	53,881,465円	0円	<p>特別高額医療費共同事業費補助金 <u>決算額 53,881,465円</u></p> <p>特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、全国の広域連合からの拠出金を基にして実施される事業である。</p> <p>共同事業の対象は、レセプト1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付となる。</p> <p>特別高額医療費共同事業の医療費拠出金と事務費拠出金が、平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金の補助対象であり、所要額が、国より交付となった。</p>
3 . 保健事業費補助金	130,690,000円	96,932,000円	96,932,000円	0円	<p>保健事業費補助金 <u>決算額 96,932,000円</u></p> <p>法第125条第1項で、広域連合は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に努めるよう規定されており、当広域連合では健康診査実施要綱を定め、構成市町村に健診事業を委託し実施している。</p> <p>構成市町村への委託費が、国の平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金の健康診査事業の補助対象事業となり、国より交付となった。（補助率3分の1）</p>
4 . 医療費適正化事業費 補助金	1,469,000円	1,469,000円	1,469,000円	0円	<p>医療費適正化事業費補助金 <u>決算額 1,469,000円</u></p> <p>平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱による医療費適正化事業の「レセプト点検専門員の研修」及び「介護保険との給付調整に係るレセプト点検」の実施に対する国庫補助金（補助率1/2）</p> <p>・医療費適正化事業</p> <p>レセプト点検専門員の研修 650,000円</p> <p>介護保険との給付調整に係るレセプト点検 819,000円</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
5 . 高齢者医療制度円滑 運営事業費補助金	2,296,929,000円	2,396,244,252円	2,396,244,252円	0円	<p>高齢者医療制度円滑運営事業費補助金  <u>決算額 2,396,244,252円</u></p> <p>平成20年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱による広域連合が実施する事業で「保険料軽減措置」及び「広域連合電算処理システム改修事業」に対する国庫補助金</p> <p>保険料軽減措置 2,381,330,252円  平成20年度中の制度改正により、保険料均等割8.5割軽減及び所得割5割軽減の実施に伴う、保険料軽減額相当分に対する補助金</p> <p>広域連合電算処理システム改修事業 14,914,000円  標準システム改修に係る負担金に対する補助金</p>
6 . 高齢者医療制度円滑 運営臨時特例交付金	3,649,425,000円	3,649,424,446円	3,649,424,446円	0円	<p>高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金  <u>決算額 3,649,424,446円</u></p> <p>平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の造成に必要な経費を交付することにより、被扶養者であった被保険者の保険料の軽減、説明会の開催及び周知広報、きめ細やかな相談を実施するための体制整備並びに低所得者の保険料の軽減を行い円滑な運営を図ることを交付目的としている。</p> <p>交付金は、全額を後期高齢者医療会計において基金へ積み立て、所要額を一般会計及び後期高齢者医療会計でそれぞれ取り崩して、事業を実施した。</p> <p>保険料徴収激変緩和措置継続分 1,182,444,838円  説明会の開催及び周知広報に要する経費 261,324,585円  きめ細やかな相談のための体制整備に要する経費  281,819,026円  低所得者の保険料軽減措置に要する経費 1,923,835,997円</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
3 . 道支出金	46,348,123,000円	45,391,372,000円	45,391,372,000円	0円	
1 . 道負担金	46,313,123,000円	45,356,372,000円	45,356,372,000円	0円	
1 . 療養給付費負担金	44,886,498,000円	43,660,606,000円	43,660,606,000円	0円	<p>療養給付費負担金 <u>決算額 43,660,606,000円</u></p> <p>法第96条第1項の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する人の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の1を乗じた額を、道が広域連合に対し定率負担をするものである。 当該年度の負担金については、概算の金額により収入となり、翌年度で精算する。</p>
2 . 高額療養費負担金	1,426,625,000円	1,695,766,000円	1,695,766,000円	0円	<p>高額医療費負担金 <u>決算額 1,695,766,000円</u></p> <p>法第96条第2項の規定により、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして、レセプト1件当たり80万円を超えるものの80万円超過分につき、政令で定める算定方法により「高額医療費負担対象額」を算出し、4分の1を乗じた額を、道が広域連合に対し負担するものである。 当該年度の負担金については、概算の金額により収入となり、翌年度で精算する。</p>
2 . 道補助金	35,000,000円	35,000,000円	35,000,000円	0円	
1 . 保健事業費補助金	35,000,000円	35,000,000円	35,000,000円	0円	<p>後期高齢者検診事業費補助金 <u>決算額 35,000,000円</u></p> <p>平成20年度後期高齢者健診事業費補助金交付要綱により、広域連合が行う被保険者に対する健診事業に対し補助することにより、糖尿病等の生活習慣病の早期発見及び予防を図り、もって後期高齢者の健康の保持増進に寄与することを目的として、広域連合が実施する、被保険者に対する健診事業に要する経費（委託料）を補助対象事業とし、補助金が交付となる。（補助率6分の1以内の額、上限は35,000千円）</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
4 . 支払基金交付金	234,983,314,000円	230,247,252,000円	230,247,252,000円	0円	
1 . 支払基金交付金	234,983,314,000円	230,247,252,000円	230,247,252,000円	0円	
1 . 後期高齢者交付金	234,983,314,000円	230,247,252,000円	230,247,252,000円	0円	<p>後期高齢者交付金 <span style="float:right">決算額 230,247,252,000円</span></p> <p>広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、現役世代からの後期高齢者医療制度への負担として、社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で賄われる。</p> <p>法第100条の規定により、保険納付対象額を算出し、支払基金が徴収する後期高齢者支援金を財源として、支払基金より交付となる。</p>
5 . 特別高額医療費共同事業交付金	93,148,000円	66,725,059円	66,725,059円	0円	
1 . 特別高額医療費共同事業交付金	93,148,000円	66,725,059円	66,725,059円	0円	
1 . 特別高額医療費共同事業交付金	93,148,000円	66,725,059円	66,725,059円	0円	<p>特別高額医療費共同事業交付金 <span style="float:right">決算額 66,725,059円</span></p> <p>特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、全国の広域連合からの拠出金をもとにして実施される事業である。</p> <p>共同事業の対象は、レセプト1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付となる。</p>
6 . 財産収入	1,000円	0円	0円	0円	
1 . 財産運用収入	1,000円	0円	0円	0円	
1 . 利子及び配当金	1,000円	0円	0円	0円	科目計上

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
7 . 繰入金	3,569,528,000円	2,626,752,320円	2,626,752,320円	0円	
1 . 一般会計繰入金	1,485,568,000円	1,226,183,800円	1,226,183,800円	0円	
1 . 一般会計繰入金	1,485,568,000円	1,226,183,800円	1,226,183,800円	0円	<p>後期高齢者医療会計事務費繰入金  <u>決算額 1,131,746,000円</u></p> <p>構成市町村からの事務費負担金を、一般会計で一括して収入し、後期高齢者医療会計の事務費相当額を一般会計より繰り入れるもの。</p> <p>保険料不均一賦課繰入金 <u>決算額 94,437,800円</u></p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第14条第3項及び第4項の規定に基づく、保険料不均一賦課に伴う国及び道からの負担金を、法附則第14条第2項の規定に基づき、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り入れるもの。  法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ国庫負担金と道負担金を合わせて繰り入れる。</p>
2 . 基金繰入金	2,083,960,000円	1,400,568,520円	1,400,568,520円	0円	
1 . 後期高齢者医療制度 臨時特例基金	2,083,960,000円	1,400,568,520円	1,400,568,520円	0円	<p>後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金  <u>決算額 1,400,568,520円</u></p> <p>平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により設置した後期高齢者医療制度臨時特例基金から交付対象事業分の所要額を取り崩す。</p> <p>保険料徴収激変緩和措置分 1,331,041,366円</p> <p>きめ細やかな相談体制整備事業  ・広域連合事業実施分 68,101,950円  （サーバー増設・市町村窓口端末増設）  ・市町村事業実施分 1,425,204円  （市町村特別対策事業交付金より支出）</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
8 . 諸収入	130,004,000円	157,294,695円	157,107,685円	187,010円	
1 . 預金利子	130,001,000円	130,811,858円	130,811,858円	0円	
1 . 預金利子	130,001,000円	130,811,858円	130,811,858円	0円	歳計現金預金利子 <u>決算額 130,811,858円</u>
2 . 雑入	3,000円	26,482,837円	26,295,827円	187,010円	
1 . 第三者納付金	1,000円	20,951,551円	20,951,551円	0円	交通事故等賠償金 <u>決算額 20,951,551円</u> 法第58条の規定により、広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することに基づく、賠償金。
2 . 返納金	1,000円	5,091,858円	4,904,848円	187,010円	不正利得等返納金 <u>決算額 4,904,848円</u> 法第59条の規定により、偽りその他の不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することに基づく、不正利得等返納金。
3 . 雑入	1,000円	439,428円	439,428円	0円	雇用保険収入 <u>決算額 19,428円</u> 後期高齢者レセプトデータ作成業務負担金 <u>決算額 420,000円</u>
合 計	572,175,205,000円	564,596,565,993円	564,596,378,983円	187,010円	

歳出に関する説明（後期高齢者医療会計）

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
1 . 後期高齢者医療費	571,665,604,000円	554,158,743,871円	17,506,860,129円	
1 . 総務管理費	5,046,447,000円	4,896,567,592円	149,879,408円	
1 . 一般管理費	4,430,602,000円	4,320,902,942円	109,699,058円	<p>後期高齢者医療制度の運営に要した経費</p> <p>消耗品費、印刷製本費、通信運搬費などの運営関連事務経費  <u>決算額 84,391,638円</u></p> <p>時間外等職員手当、嘱託職員報酬等職員管理費  <u>決算額 43,695,781円</u></p> <p>派遣元市町村への人件費負担金                      派遣職員構成（平成21年3月31日現在）                      派遣元(30団体)派遣職員数(43名) / うち医療会計派遣職員数(27名)  <u>決算額 143,433,560円</u></p> <p>後期高齢者医療制度の給付関連ほか業務委託費                      給付関連等業務委託、2次点検業務委託などの制度運営に関する業務委託  <u>決算額 399,957,517円</u></p> <p>後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 <u>決算額 3,649,424,446円</u>                      国の平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による基金積立金                      保険料徴収激変緩和措置継続分 1,182,444,838円                      説明会の開催及び周知広報に要する経費 261,324,585円                      きめ細やかな相談のための体制整備に要する経費 281,819,026円                      低所得者の保険料軽減措置に要する経費 1,923,835,997円</p>
2 . 会計管理費	1,108,000円	638,370円	469,630円	<p>会計事務費</p> <p>郵便振替料金隔地払い手数料等の会計経費 <u>決算額 638,370円</u></p>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
3 . 電算処理システム費	614,737,000円	575,026,280円	39,710,720円	<p>電算システムの運用に要した経費            消耗品費、通信運搬費などの管理経費 <u>決算額 16,196,110円</u></p> <p>電算システム運用関連業務委託費            システム運用保守業務委託、カスタマイズ業務委託、市町村窓口端末整備            などの電算システム運用に関する業務委託 <u>決算額 269,723,580円</u></p> <p>電算システム機器等賃借料            市町村機器、広域連合内機器等の賃貸借料 <u>決算額 236,707,590円</u></p> <p>電算システム関連備品購入費            市町村窓口端末、一括処理専用サーバー機器等購入費 <u>決算額 37,485,000円</u></p> <p>電算システム共同事業拠出金            電算システム改修共同事業に係る負担金 <u>決算額 14,914,000円</u></p>
2 . 保険給付費	566,619,157,000円	549,262,176,279円	17,356,980,721円	
1 . 療養給付費	537,691,684,000円	520,973,938,832円	16,717,745,168円	<p>療養の給付に要した経費            法第64条の規定により、被保険者の疾病又は負傷に対する療養の給付に            要したもの <u>決算額 520,973,938,832円</u></p>
2 . 訪問看護療養費	917,032,000円	917,031,960円	40円	<p>訪問看護療養費の支給に要した経費            法第78条の規定により、被保険者の指定訪問看護の支給に要したもの  <u>決算額 917,031,960円</u></p>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
3 . 移送費	1,121,000円	0円	1,121,000円	移送費の支給に要した経費 法第83条の規定により、被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたことによる移送費の支給に要したもの (療養給付費より支出)
4 . 高額療養費	21,725,904,000円	21,630,420,856円	95,483,144円	高額療養費の支給に要した経費 法第84条の規定により、被保険者に対する高額療養費の支給に要したもの <u>決算額 21,630,420,856円</u>
5 . 審査支払手数料	1,603,756,000円	1,596,802,028円	6,953,972円	審査支払手数料の支払いに要した経費 国保連合会に対する審査支払手数料の支払いに要したもの <u>決算額 1,596,802,028円</u>
6 . 特別高額医療費共同 事業拠出金	93,148,000円	53,484,559円	39,663,441円	特別高額医療費共同事業に対する拠出金の支払いに要した経費 国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する拠出金 <u>決算額 53,484,559円</u>
7 . 特別高額医療費共同 事業事務費拠出金	500,000円	396,906円	103,094円	特別高額医療費共同事業に対する事務費拠出金の支払いに要した経費 国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する事務費拠出金 <u>決算額 396,906円</u>
8 . 葬祭費	959,310,000円	958,080,000円	1,230,000円	葬祭費の支給に要した経費 法第86条の規定により、後期高齢者医療に関する条例を定め、条例第2条により葬祭費として、3万円を支給する <u>決算額 958,080,000円</u>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
9 . 健康診査費	709,200,000円	214,938,838円	494,261,162円	健康診査業務委託に要した経費 法第125条第1項及び条例第3条に基づき、北海道後期高齢者医療広域 連合健康診査実施要綱を定め、構成市町村が実施する健診事業に対する 委託料 <u>決算額 214,938,838円</u>
10 . 道財政安定化基金 拠出金	180,877,000円	180,458,000円	419,000円	道財政安定化基金に対する拠出金 法第116条の規定により、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために 設置する道財政安定化基金に対する拠出金 <u>決算額 180,458,000円</u>
11 . 運営安定化基金造成費	2,736,475,000円	2,736,475,000円	0円	北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金積立金 後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整と被保険者の健康の保持 増進のために必要な事業を円滑かつ効率的に実施するための運営安定化 基金への積立金 <u>決算額 2,736,475,000円</u>
12 . 諸費	150,000円	149,300円	700円	保険料還付金等負担金 保険料歳出還付金及び還付加算金 <u>決算額 149,300円</u>
2 . 公債費	300,000,000円	0円	300,000,000円	
1 . 公債費	300,000,000円	0円	300,000,000円	
1 . 利子	300,000,000円	0円	300,000,000円	一時借入金利息 (平成20年度は、一時借入金の借入れ実績なし) <u>決算額 0円</u>
3 . 予備費	2,000,000円	0円	2,000,000円	
1 . 予備費	2,000,000円	0円	2,000,000円	
1 . 予備費	2,000,000円	0円	2,000,000円	予備費 (平成20年度は、予備費充用なし) <u>決算額 0円</u>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
4 . 諸支出金	207,601,000円	96,111,352円	111,489,648円	
1 . 繰出金	69,474,000円	69,167,399円	306,601円	
1 . 一般会計繰出金	69,474,000円	69,167,399円	306,601円	<p>一般会計への繰出金 <span style="float:right">決算額 69,167,399円</span></p> <p>法第95条の規定に基づき交付される調整交付金のうち特別調整交付金の「特別対策に関する広報の実施等」に係る金額を、後期高齢者医療会計で収入し、一般会計へ繰り出しをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別対策に関する広報の実施等に要する経費（一般会計） <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合事業実施分 10,819,200円 （広報事業業務委託料より支出）</li> <li>市町村事業実施分 58,348,199円 （市町村特別対策事業交付金より支出）</li> </ul> </li> </ul>
2 . 市町村支出金	138,127,000円	26,943,953円	111,183,047円	
1 . 市町村支出金	138,127,000円	26,943,953円	111,183,047円	<p>市町村特別対策事業交付金 <span style="float:right">決算額 26,943,953円</span></p> <p>構成市町村における「きめ細やかな相談体制整備事業」に対する交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度臨時特例基金取り崩しによる 1,425,204円</li> </ul> <p>構成市町村における「長寿・健康増進事業」に対する交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金 25,518,749円</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特別調整交付金補助対象事業項目</p> <p>健康相談、健康に関するリーフレットの提供</p> <p>スポーツクラブ、保養施設等の利用助成</p> <p>スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成</p> <p>医療と介護の連携強化モデル事業</p> <p>その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業</p> </div>
合 計	572,175,205,000円	554,254,855,223円	17,920,349,777円	

## 【別表1】

## 平成20年度市町村事務費負担金納入額一覧表【一般会計】

No.	区分	平成19年度		平成20年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
	全道計	1,380,275,000	100.0000	1,458,362,000	100.0000	78,087,000
1	札幌市	373,137,000	27.0335	398,009,000	27.2915	24,872,000
2	函館市	69,239,000	5.0163	72,628,000	4.9801	3,389,000
3	小樽市	36,872,000	2.6714	38,584,000	2.6457	1,712,000
4	旭川市	80,219,000	5.8118	84,928,000	5.8235	4,709,000
5	室蘭市	24,339,000	1.7633	25,569,000	1.7533	1,230,000
6	釧路市	41,695,000	3.0208	44,066,000	3.0216	2,371,000
7	帯広市	35,477,000	2.5703	37,760,000	2.5892	2,283,000
8	北見市	29,110,000	2.1090	30,903,000	2.1190	1,793,000
9	夕張市	4,952,000	0.3588	5,057,000	0.3468	105,000
10	岩見沢市	22,532,000	1.6324	23,879,000	1.6374	1,347,000
11	網走市	9,666,000	0.7003	10,176,000	0.6978	510,000
12	留萌市	6,880,000	0.4985	7,160,000	0.4910	280,000
13	苫小牧市	35,470,000	2.5698	37,719,000	2.5864	2,249,000
14	稚内市	9,598,000	0.6954	10,064,000	0.6901	466,000
15	美唄市	8,524,000	0.6176	8,849,000	0.6068	325,000
16	芦別市	6,222,000	0.4508	6,470,000	0.4436	248,000
17	江別市	26,191,000	1.8975	27,797,000	1.9060	1,606,000
18	赤平市	4,880,000	0.3536	5,071,000	0.3477	191,000
19	紋別市	7,011,000	0.5079	7,383,000	0.5063	372,000
20	士別市	7,001,000	0.5072	7,293,000	0.5001	292,000
21	名寄市	8,296,000	0.6010	8,741,000	0.5994	445,000
22	三笠市	4,511,000	0.3268	4,701,000	0.3223	190,000
23	根室市	7,636,000	0.5532	7,950,000	0.5451	314,000
24	千歳市	17,478,000	1.2663	18,720,000	1.2836	1,242,000
25	滝川市	11,120,000	0.8056	11,675,000	0.8006	555,000
26	砂川市	5,895,000	0.4271	6,180,000	0.4238	285,000
27	歌志内市	2,434,000	0.1763	2,509,000	0.1720	75,000
28	深川市	7,509,000	0.5440	7,869,000	0.5396	360,000
29	富良野市	6,780,000	0.4912	7,100,000	0.4868	320,000
30	登別市	13,165,000	0.9538	13,913,000	0.9540	748,000
31	恵庭市	13,909,000	1.0077	14,913,000	1.0226	1,004,000
32	伊達市	10,030,000	0.7267	10,636,000	0.7293	606,000
33	北広島市	12,820,000	0.9288	13,668,000	0.9372	848,000
34	石狩市	13,694,000	0.9921	14,461,000	0.9916	767,000
35	北斗市	11,233,000	0.8138	11,966,000	0.8205	733,000
36	当別町	5,091,000	0.3688	5,357,000	0.3673	266,000
37	新篠津村	1,764,000	0.1278	1,862,000	0.1277	98,000
38	松前町	3,600,000	0.2608	3,739,000	0.2564	139,000
39	福島町	2,381,000	0.1725	2,456,000	0.1684	75,000
40	知内町	2,182,000	0.1581	2,262,000	0.1551	80,000
41	木古内町	2,478,000	0.1795	2,574,000	0.1765	96,000
42	七飯町	7,488,000	0.5425	7,996,000	0.5483	508,000
43	鹿部町	1,799,000	0.1303	1,875,000	0.1286	76,000
44	森町	5,591,000	0.4051	5,839,000	0.4004	248,000
45	八雲町	5,782,000	0.4189	6,046,000	0.4146	264,000
46	長万部町	2,787,000	0.2019	2,930,000	0.2009	143,000
47	江差町	3,256,000	0.2359	3,375,000	0.2314	119,000
48	上ノ国町	2,502,000	0.1813	2,606,000	0.1787	104,000
49	厚沢部町	2,150,000	0.1558	2,265,000	0.1553	115,000
50	乙部町	2,045,000	0.1482	2,139,000	0.1467	94,000

平成20年度市町村事務費負担金納入額一覧表【一般会計】

No.	区分	平成19年度		平成20年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
51	奥尻町	1,708,000	0.1237	1,794,000	0.1230	86,000
52	せたな町	3,977,000	0.2881	4,122,000	0.2826	145,000
53	今金町	2,564,000	0.1858	2,712,000	0.1860	148,000
54	島牧村	1,401,000	0.1015	1,458,000	0.1000	57,000
55	寿都町	1,902,000	0.1378	1,982,000	0.1359	80,000
56	黒松内町	1,748,000	0.1266	1,850,000	0.1269	102,000
57	蘭越町	2,423,000	0.1755	2,504,000	0.1717	81,000
58	二七町	1,940,000	0.1406	2,029,000	0.1391	89,000
59	真狩村	1,440,000	0.1043	1,510,000	0.1035	70,000
60	留寿都村	1,298,000	0.0940	1,380,000	0.0946	82,000
61	喜茂別町	1,508,000	0.1093	1,585,000	0.1087	77,000
62	京極町	1,682,000	0.1219	1,759,000	0.1206	77,000
63	倶知安町	4,116,000	0.2982	4,363,000	0.2992	247,000
64	共和町	2,561,000	0.1855	2,704,000	0.1854	143,000
65	岩内町	4,702,000	0.3407	4,929,000	0.3380	227,000
66	泊村	1,447,000	0.1048	1,506,000	0.1033	59,000
67	神恵内村	1,142,000	0.0827	1,196,000	0.0820	54,000
68	積丹町	1,740,000	0.1261	1,807,000	0.1239	67,000
69	古平町	1,932,000	0.1400	2,016,000	0.1382	84,000
70	仁木町	1,905,000	0.1380	2,005,000	0.1375	100,000
71	余市町	6,639,000	0.4810	6,971,000	0.4780	332,000
72	赤井川村	1,092,000	0.0791	1,153,000	0.0791	61,000
73	南幌町	2,767,000	0.2005	2,893,000	0.1984	126,000
74	奈井江町	2,690,000	0.1949	2,807,000	0.1925	117,000
75	上砂川町	2,262,000	0.1639	2,253,000	0.1545	9,000
76	由仁町	2,562,000	0.1856	2,672,000	0.1832	110,000
77	長沼町	3,888,000	0.2817	4,078,000	0.2796	190,000
78	栗山町	4,601,000	0.3333	4,801,000	0.3292	200,000
79	月形町	1,986,000	0.1439	2,079,000	0.1426	93,000
80	浦臼町	1,528,000	0.1107	1,601,000	0.1098	73,000
81	新十津川町	2,752,000	0.1994	2,866,000	0.1965	114,000
82	妹背牛町	1,864,000	0.1350	1,957,000	0.1342	93,000
83	秩父別町	1,654,000	0.1198	1,740,000	0.1193	86,000
84	雨竜町	1,647,000	0.1193	1,721,000	0.1180	74,000
85	北竜町	1,487,000	0.1077	1,555,000	0.1066	68,000
86	沼田町	1,953,000	0.1415	2,019,000	0.1384	66,000
87	幌加内町	1,335,000	0.0967	1,393,000	0.0955	58,000
88	鷹栖町	2,588,000	0.1875	2,764,000	0.1895	176,000
89	当麻町	2,971,000	0.2152	3,112,000	0.2134	141,000
90	比布町	2,027,000	0.1469	2,122,000	0.1455	95,000
91	愛別町	1,859,000	0.1347	1,937,000	0.1328	78,000
92	上川町	2,062,000	0.1494	2,159,000	0.1480	97,000
93	上富良野町	3,535,000	0.2561	3,706,000	0.2541	171,000
94	中富良野町	2,227,000	0.1613	2,346,000	0.1609	119,000
95	南富良野町	1,565,000	0.1134	1,651,000	0.1132	86,000
96	占冠村	1,085,000	0.0786	1,145,000	0.0785	60,000
97	和寒町	2,123,000	0.1538	2,183,000	0.1497	60,000
98	剣淵町	1,894,000	0.1372	1,963,000	0.1346	69,000
99	下川町	1,982,000	0.1436	2,064,000	0.1415	82,000
100	美深町	2,314,000	0.1676	2,407,000	0.1650	93,000

平成20年度市町村事務費負担金納入額一覧表【一般会計】

No.	区分	平成19年度		平成20年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
101	音威子府村	1,021,000	0.0740	1,070,000	0.0734	49,000
102	中川町	1,328,000	0.0962	1,369,000	0.0939	41,000
103	増毛町	2,606,000	0.1888	2,718,000	0.1864	112,000
104	小平町	1,965,000	0.1424	2,047,000	0.1404	82,000
105	苫前町	1,969,000	0.1427	2,064,000	0.1415	95,000
106	羽幌町	3,242,000	0.2349	3,407,000	0.2336	165,000
107	初山別村	1,217,000	0.0882	1,277,000	0.0876	60,000
108	遠別町	1,691,000	0.1225	1,769,000	0.1213	78,000
109	天塩町	1,805,000	0.1308	1,883,000	0.1291	78,000
110	幌延町	1,428,000	0.1035	1,489,000	0.1021	61,000
111	猿払村	1,474,000	0.1068	1,551,000	0.1064	77,000
112	浜頓別町	1,862,000	0.1349	1,951,000	0.1338	89,000
113	中頓別町	1,408,000	0.1020	1,473,000	0.1010	65,000
114	枝幸町	3,175,000	0.2300	3,298,000	0.2261	123,000
115	豊富町	2,012,000	0.1458	2,093,000	0.1435	81,000
116	礼文町	1,728,000	0.1252	1,802,000	0.1236	74,000
117	利尻町	1,667,000	0.1208	1,721,000	0.1180	54,000
118	利尻富士町	1,762,000	0.1277	1,829,000	0.1254	67,000
119	大空町	3,028,000	0.2194	3,186,000	0.2185	158,000
120	美幌町	6,102,000	0.4421	6,450,000	0.4423	348,000
121	津別町	2,645,000	0.1916	2,767,000	0.1897	122,000
122	斜里町	3,942,000	0.2856	4,142,000	0.2840	200,000
123	清里町	2,086,000	0.1511	2,197,000	0.1506	111,000
124	小清水町	2,319,000	0.1680	2,434,000	0.1669	115,000
125	訓子府町	2,360,000	0.1710	2,478,000	0.1699	118,000
126	置戸町	1,867,000	0.1353	1,965,000	0.1347	98,000
127	佐呂間町	2,498,000	0.1810	2,635,000	0.1807	137,000
128	遠軽町	6,776,000	0.4909	7,136,000	0.4893	360,000
129	上湧別町	2,374,000	0.1720	2,492,000	0.1709	118,000
130	湧別町	2,150,000	0.1558	2,273,000	0.1559	123,000
131	滝上町	1,819,000	0.1318	1,886,000	0.1293	67,000
132	興部町	1,921,000	0.1392	2,017,000	0.1383	96,000
133	西興部村	1,141,000	0.0827	1,199,000	0.0822	58,000
134	雄武町	2,130,000	0.1543	2,244,000	0.1539	114,000
135	豊浦町	2,178,000	0.1578	2,275,000	0.1560	97,000
136	洞爺湖町	3,640,000	0.2637	3,835,000	0.2630	195,000
137	壮瞥町	1,624,000	0.1177	1,700,000	0.1166	76,000
138	白老町	6,039,000	0.4375	6,315,000	0.4330	276,000
139	安平町	3,136,000	0.2272	3,306,000	0.2267	170,000
140	厚真町	2,160,000	0.1565	2,263,000	0.1552	103,000
141	むかわ町	3,548,000	0.2570	3,695,000	0.2534	147,000
142	日高町	4,330,000	0.3137	4,526,000	0.3103	196,000
143	平取町	2,325,000	0.1684	2,443,000	0.1675	118,000
144	新冠町	2,337,000	0.1693	2,443,000	0.1675	106,000
145	新ひだか町	7,124,000	0.5161	7,426,000	0.5092	302,000
146	浦河町	4,348,000	0.3150	4,542,000	0.3114	194,000
147	様似町	2,296,000	0.1663	2,378,000	0.1631	82,000
148	えりも町	2,147,000	0.1555	2,251,000	0.1544	104,000
149	音更町	9,946,000	0.7206	10,720,000	0.7351	774,000
150	士幌町	2,519,000	0.1825	2,638,000	0.1809	119,000

平成 2 0 年度市町村事務費負担金納入額一覽表【一般会計】

No.	区 分	平成 1 9 年度		平成 2 0 年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
151	上土幌町	2,207,000	0.1599	2,321,000	0.1592	114,000
152	鹿追町	2,157,000	0.1563	2,271,000	0.1557	114,000
153	新得町	2,676,000	0.1939	2,798,000	0.1919	122,000
154	清水町	3,508,000	0.2542	3,702,000	0.2538	194,000
155	芽室町	4,971,000	0.3601	5,247,000	0.3598	276,000
156	中札内村	1,701,000	0.1232	1,798,000	0.1233	97,000
157	更別村	1,599,000	0.1158	1,702,000	0.1167	103,000
158	大樹町	2,423,000	0.1755	2,516,000	0.1725	93,000
159	広尾町	2,809,000	0.2035	2,957,000	0.2028	148,000
160	幕別町	6,978,000	0.5056	7,395,000	0.5071	417,000
161	池田町	3,075,000	0.2228	3,240,000	0.2222	165,000
162	豊頃町	1,848,000	0.1339	1,932,000	0.1325	84,000
163	本別町	3,186,000	0.2308	3,307,000	0.2268	121,000
164	足寄町	3,116,000	0.2258	3,266,000	0.2239	150,000
165	陸別町	1,657,000	0.1200	1,736,000	0.1190	79,000
166	浦幌町	2,446,000	0.1772	2,582,000	0.1770	136,000
167	釧路町	4,829,000	0.3499	5,103,000	0.3499	274,000
168	厚岸町	3,537,000	0.2563	3,747,000	0.2569	210,000
169	浜中町	2,515,000	0.1822	2,628,000	0.1802	113,000
170	標茶町	3,000,000	0.2173	3,124,000	0.2142	124,000
171	弟子屈町	2,946,000	0.2134	3,106,000	0.2130	160,000
172	鶴居村	1,394,000	0.1010	1,485,000	0.1018	91,000
173	白糠町	3,415,000	0.2474	3,583,000	0.2457	168,000
174	別海町	4,461,000	0.3232	4,673,000	0.3204	212,000
175	中標津町	5,572,000	0.4037	5,778,000	0.3962	206,000
176	標津町	2,125,000	0.1540	2,239,000	0.1535	114,000
177	羅臼町	2,127,000	0.1541	2,241,000	0.1537	114,000
178	大雪広域	9,286,000	0.6728	9,800,000	0.6720	514,000
	計	1,380,275,000	100.0000	1,458,362,000	100.0000	78,087,000

【別表2】

平成20年度市町村保険料等負担金及び療養給付費負担金納入額一覧表  
【後期高齢者医療会計】

No.	区分	保険料負担金		保険基盤安定負担金		保険料等負担金	療養給付費負担金	構成比
		(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)
	全道計	39,281,468,116	100.0000	9,395,514,609	100.0000	48,676,982,725	44,886,498,000	100.0000
1	札幌市	13,244,001,233	33.7156	2,204,974,830	23.4684	15,448,976,063	12,899,862,000	28.7389
2	函館市	2,482,647,949	6.3202	518,630,268	5.5200	3,001,278,217	2,476,178,000	5.5165
3	小樽市	1,320,849,840	3.3625	305,619,923	3.2528	1,626,469,763	1,582,343,000	3.5252
4	旭川市	2,579,111,400	6.5657	604,232,729	6.4311	3,183,344,129	2,839,088,000	6.3250
5	室蘭市	867,083,750	2.2074	177,365,321	1.8878	1,044,449,071	952,143,000	2.1212
6	釧路市	1,261,454,000	3.2113	282,255,806	3.0042	1,543,709,806	1,297,587,000	2.8908
7	帯広市	1,058,815,700	2.6955	242,623,145	2.5823	1,301,438,845	1,077,636,000	2.4008
8	北見市	801,917,150	2.0415	233,155,106	2.4816	1,035,072,256	944,082,000	2.1033
9	夕張市	177,208,700	0.4511	38,128,028	0.4058	215,336,728	202,145,000	0.4504
10	岩見沢市	788,522,400	2.0074	169,003,957	1.7988	957,526,357	776,852,000	1.7307
11	網走市	272,768,100	0.6944	65,718,046	0.6995	338,486,146	294,948,000	0.6571
12	留萌市	173,137,200	0.4408	50,709,945	0.5397	223,847,145	235,723,000	0.5252
13	苫小牧市	1,007,244,200	2.5642	225,617,488	2.4013	1,232,861,688	1,107,455,000	2.4672
14	稚内市	238,422,050	0.6070	67,225,924	0.7155	305,647,974	272,278,000	0.6066
15	美唄市	233,673,300	0.5949	74,299,072	0.7908	307,972,372	315,917,000	0.7038
16	芦別市	184,360,400	0.4693	56,819,555	0.6048	241,179,955	272,751,000	0.6076
17	江別市	909,407,050	2.3151	159,864,156	1.7015	1,069,271,206	839,030,000	1.8692
18	赤平市	151,185,000	0.3849	40,706,965	0.4333	191,891,965	214,736,000	0.4784
19	紋別市	172,203,700	0.4384	60,159,257	0.6403	232,362,957	221,123,000	0.4926
20	士別市	127,958,400	0.3258	67,856,560	0.7222	195,814,960	256,179,000	0.5707
21	名寄市	174,536,200	0.4443	59,722,897	0.6357	234,259,097	245,708,000	0.5474
22	三笠市	145,167,700	0.3696	39,026,501	0.4154	184,194,201	198,070,000	0.4413
23	根室市	192,327,500	0.4896	51,927,698	0.5527	244,255,198	215,917,000	0.4810
24	千歳市	468,211,600	1.1919	89,143,202	0.9488	557,354,802	507,509,000	1.1307
25	滝川市	322,658,600	0.8214	90,336,507	0.9615	412,995,107	439,717,000	0.9796
26	砂川市	189,522,700	0.4825	45,084,671	0.4799	234,607,371	191,932,000	0.4276
27	歌志内市	59,537,493	0.1516	16,338,007	0.1739	75,875,500	74,328,000	0.1656
28	深川市	196,858,050	0.5011	68,928,337	0.7336	265,786,387	291,768,000	0.6500
29	富良野市	147,515,700	0.3755	53,632,251	0.5708	201,147,951	221,518,000	0.4935
30	登別市	451,856,400	1.1503	87,513,801	0.9314	539,370,201	513,204,000	1.1433
31	恵庭市	439,954,240	1.1200	75,516,445	0.8036	515,470,685	414,018,000	0.9224
32	伊達市	310,298,000	0.7899	85,416,624	0.9091	395,714,624	430,506,000	0.9591
33	北広島市	442,752,200	1.1271	68,930,107	0.7336	511,682,307	439,938,000	0.9801
34	石狩市	379,468,050	0.9660	94,572,529	1.0066	474,040,579	471,206,000	1.0498
35	北斗市	284,714,850	0.7248	85,705,668	0.9122	370,420,518	356,266,000	0.7937
36	当別町	104,042,700	0.2649	34,775,693	0.3701	138,818,393	167,698,000	0.3736
37	新篠津村	19,877,700	0.0506	9,969,194	0.1061	29,846,894	40,500,000	0.0902
38	松前町	43,542,800	0.1109	34,953,311	0.3720	78,496,111	123,753,000	0.2757
39	福島町	30,511,300	0.0777	19,187,685	0.2042	49,698,985	62,923,000	0.1402
40	知内町	24,235,200	0.0617	15,664,595	0.1667	39,899,795	52,719,000	0.1175
41	木古内町	41,191,700	0.1049	19,839,881	0.2112	61,031,581	69,350,000	0.1545
42	七飯町	228,150,650	0.5808	56,476,161	0.6011	284,626,811	238,951,000	0.5323
43	鹿部町	21,079,300	0.0537	8,436,500	0.0898	29,515,800	33,711,000	0.0751
44	森町	115,975,700	0.2952	49,099,584	0.5226	165,075,284	192,521,000	0.4289
45	八雲町	115,343,100	0.2936	48,898,252	0.5204	164,241,352	198,933,000	0.4432
46	長万部町	68,011,100	0.1731	22,602,558	0.2406	90,613,658	85,823,000	0.1912
47	江差町	56,995,200	0.1451	25,888,708	0.2755	82,883,908	83,732,000	0.1865
48	上ノ国町	26,577,100	0.0677	21,003,335	0.2235	47,580,435	62,503,000	0.1392
49	厚沢部町	29,251,300	0.0745	15,579,752	0.1658	44,831,052	57,753,000	0.1287
50	乙部町	24,578,000	0.0626	15,101,923	0.1607	39,679,923	49,566,000	0.1104

平成20年度市町村保険料等負担金及び療養給付費負担金納入額一覧表  
【後期高齢者医療会計】

No.	区分	保険料負担金		保険基盤安定負担金		保険料等負担金	療養給付費負担金	構成比
		(円)	(%)	(円)	(%)			
51	奥尻町	16,002,200	0.0407	11,337,953	0.1207	27,340,153	33,561,000	0.0748
52	せたな町	60,613,000	0.1543	37,771,713	0.4020	98,384,713	154,166,000	0.3435
53	今金町	42,706,700	0.1087	18,809,450	0.2002	61,516,150	72,103,000	0.1606
54	島牧村	8,803,000	0.0224	7,757,497	0.0826	16,560,497	24,127,000	0.0538
55	寿都町	32,907,200	0.0838	14,322,096	0.1524	47,229,296	44,882,000	0.1000
56	黒松内町	17,922,200	0.0456	11,416,134	0.1215	29,338,334	30,093,000	0.0670
57	蘭越町	36,238,200	0.0923	18,677,853	0.1988	54,916,053	66,356,000	0.1478
58	二七二町	28,000,200	0.0713	11,591,059	0.1234	39,591,259	42,070,000	0.0937
59	真狩村	15,345,300	0.0391	6,055,652	0.0645	21,400,952	22,112,000	0.0493
60	留寿都村	12,530,000	0.0319	5,124,818	0.0545	17,654,818	17,401,000	0.0388
61	喜茂別町	16,969,200	0.0432	8,106,442	0.0863	25,075,642	39,057,000	0.0870
62	京極町	22,486,400	0.0572	9,951,936	0.1059	32,438,336	37,760,000	0.0841
63	倶知安町	91,223,600	0.2322	24,464,222	0.2604	115,687,822	91,988,000	0.2049
64	共和町	36,864,300	0.0938	19,110,388	0.2034	55,974,688	69,157,000	0.1541
65	岩内町	87,884,000	0.2237	39,339,644	0.4187	127,223,644	164,432,000	0.3663
66	泊村	13,439,600	0.0342	8,721,249	0.0928	22,160,849	31,377,000	0.0699
67	神恵内村	6,226,000	0.0159	5,702,949	0.0607	11,928,949	21,734,000	0.0484
68	積丹町	19,055,700	0.0485	12,389,597	0.1319	31,445,297	45,382,000	0.1011
69	古平町	28,904,250	0.0736	15,270,914	0.1625	44,175,164	53,562,000	0.1193
70	仁木町	24,577,200	0.0626	14,159,582	0.1507	38,736,782	57,927,000	0.1291
71	余市町	176,609,800	0.4496	56,160,148	0.5977	232,769,948	244,733,000	0.5452
72	赤井川村	6,224,700	0.0158	3,638,499	0.0387	9,863,199	14,078,000	0.0314
73	南幌町	44,068,700	0.1122	15,190,364	0.1617	59,259,064	70,585,000	0.1573
74	奈井江町	55,581,700	0.1415	19,317,483	0.2056	74,899,183	75,011,000	0.1671
75	上砂川町	53,218,900	0.1355	13,728,148	0.1461	66,947,048	55,720,000	0.1241
76	由仁町	52,291,600	0.1331	15,358,996	0.1635	67,650,596	83,824,000	0.1867
77	長沼町	86,467,800	0.2201	29,447,030	0.3134	115,914,830	136,428,000	0.3039
78	栗山町	116,852,700	0.2975	34,787,215	0.3703	151,639,915	167,756,000	0.3737
79	月形町	27,480,900	0.0700	13,851,457	0.1474	41,332,357	51,059,000	0.1138
80	浦臼町	17,367,700	0.0442	8,303,109	0.0884	25,670,809	34,849,000	0.0776
81	新十津川町	49,926,000	0.1271	18,912,277	0.2013	68,838,277	83,465,000	0.1859
82	妹背牛町	27,537,400	0.0701	12,726,830	0.1355	40,264,230	44,675,000	0.0995
83	秩父別町	22,263,900	0.0567	10,590,468	0.1127	32,854,368	37,939,000	0.0845
84	雨竜町	18,345,700	0.0467	9,284,998	0.0988	27,630,698	38,374,000	0.0855
85	北竜町	15,406,600	0.0392	7,922,001	0.0843	23,328,601	25,224,000	0.0562
86	沼田町	24,015,600	0.0611	14,053,512	0.1496	38,069,112	47,179,000	0.1051
87	幌加内町	9,788,600	0.0249	7,074,580	0.0753	16,863,180	24,668,000	0.0550
88	鷹栖町	35,398,750	0.0901	18,127,048	0.1929	53,525,798	71,035,000	0.1583
89	当麻町	52,552,000	0.1338	22,753,920	0.2422	75,305,920	90,392,000	0.2014
90	比布町	26,909,500	0.0685	14,191,216	0.1510	41,100,716	64,817,000	0.1444
91	愛別町	22,127,600	0.0563	12,734,747	0.1355	34,862,347	47,773,000	0.1064
92	上川町	30,368,100	0.0773	15,288,525	0.1627	45,656,625	48,983,000	0.1091
93	上富良野町	57,598,200	0.1466	24,345,576	0.2591	81,943,776	92,072,000	0.2051
94	中富良野町	27,947,200	0.0711	14,036,970	0.1494	41,984,170	58,102,000	0.1294
95	南富良野町	19,444,000	0.0495	10,047,571	0.1069	29,491,571	29,052,000	0.0647
96	占冠村	5,357,900	0.0136	2,536,107	0.0270	7,894,007	9,360,000	0.0209
97	和寒町	26,506,900	0.0675	16,272,932	0.1732	42,779,832	49,522,000	0.1103
98	剣淵町	24,817,000	0.0632	10,926,279	0.1163	35,743,279	46,217,000	0.1030
99	下川町	31,543,700	0.0803	14,325,327	0.1525	45,869,027	49,654,000	0.1106
100	美深町	32,588,700	0.0830	15,522,027	0.1652	48,110,727	54,594,000	0.1216

平成20年度市町村保険料等負担金及び療養給付費負担金納入額一覧表  
【後期高齢者医療会計】

No.	区分	保険料負担金		保険基金安定負担金		保険料等負担金	療養給付費負担金	構成比
		(円)	(%)	(円)	(%)			
101	音威子府村	3,672,900	0.0094	2,603,394	0.0277	6,276,294	9,422,000	0.0210
102	中川町	8,420,900	0.0214	5,653,612	0.0602	14,074,512	16,156,000	0.0360
103	増毛町	41,425,200	0.1055	24,601,568	0.2618	66,026,768	84,341,000	0.1879
104	小平町	23,462,100	0.0597	14,872,176	0.1583	38,334,276	50,989,000	0.1136
105	苫前町	29,242,200	0.0744	14,162,818	0.1507	43,405,018	47,859,000	0.1066
106	羽幌町	63,353,500	0.1613	27,434,345	0.2920	90,787,845	97,086,000	0.2163
107	初山別村	8,796,900	0.0224	4,973,150	0.0529	13,770,050	20,007,000	0.0446
108	遠別町	16,156,600	0.0411	11,290,843	0.1202	27,447,443	36,857,000	0.0821
109	天塩町	24,478,900	0.0623	10,073,100	0.1072	34,552,000	32,159,000	0.0716
110	幌延町	13,742,900	0.0350	5,884,510	0.0626	19,627,410	23,253,000	0.0518
111	猿払村	16,317,000	0.0415	6,347,601	0.0676	22,664,601	25,810,000	0.0575
112	浜頓別町	24,615,200	0.0627	9,568,676	0.1018	34,183,876	37,926,000	0.0845
113	中頓別町	12,751,100	0.0325	7,796,167	0.0830	20,547,267	26,217,000	0.0584
114	枝幸町	60,480,700	0.1540	24,645,080	0.2623	85,125,780	88,456,000	0.1971
115	豊富町	24,486,200	0.0623	13,318,990	0.1418	37,805,190	46,979,000	0.1047
116	礼文町	28,888,900	0.0735	7,186,348	0.0765	36,075,248	34,848,000	0.0776
117	利尻町	28,333,750	0.0721	6,992,322	0.0744	35,326,072	36,078,000	0.0804
118	利尻富士町	24,002,450	0.0611	8,799,620	0.0937	32,802,070	33,619,000	0.0749
119	大空町	55,925,600	0.1424	19,958,527	0.2124	75,884,127	85,748,000	0.1910
120	美幌町	138,916,900	0.3536	46,865,075	0.4988	185,781,975	176,409,000	0.3930
121	津別町	47,255,200	0.1203	20,516,170	0.2184	67,771,370	82,770,000	0.1844
122	斜里町	80,295,200	0.2044	25,469,127	0.2711	105,764,327	120,084,000	0.2675
123	清里町	31,903,300	0.0812	10,230,915	0.1089	42,134,215	42,593,000	0.0949
124	小清水町	39,978,800	0.1018	14,152,754	0.1506	54,131,554	60,443,000	0.1347
125	訓子府町	37,993,700	0.0967	13,800,042	0.1469	51,793,742	56,854,000	0.1267
126	置戸町	25,948,800	0.0661	13,931,643	0.1483	39,880,443	60,362,000	0.1345
127	佐呂間町	36,815,600	0.0937	18,223,051	0.1940	55,038,651	67,947,000	0.1514
128	遠軽町	160,924,200	0.4097	60,799,240	0.6471	221,723,440	208,170,000	0.4638
129	上湧別町	41,749,300	0.1063	16,731,696	0.1781	58,480,996	64,978,000	0.1448
130	湧別町	31,121,100	0.0792	14,458,714	0.1539	45,579,814	44,811,000	0.0998
131	滝上町	20,964,100	0.0534	14,260,977	0.1518	35,225,077	46,688,000	0.1040
132	興部町	31,396,300	0.0799	10,057,283	0.1070	41,453,583	44,479,000	0.0991
133	西興部村	6,884,500	0.0175	4,056,126	0.0432	10,940,626	12,632,000	0.0281
134	雄武町	27,497,500	0.0700	14,120,746	0.1503	41,618,246	48,171,000	0.1073
135	豊浦町	29,297,468	0.0746	17,777,227	0.1892	47,074,695	65,473,000	0.1459
136	洞爺湖町	76,240,500	0.1941	29,829,570	0.3175	106,070,070	141,256,000	0.3147
137	壮瞥町	19,603,000	0.0499	8,939,848	0.0952	28,542,848	41,302,000	0.0920
138	白老町	171,053,600	0.4355	48,730,707	0.5187	219,784,307	217,787,000	0.4852
139	安平町	77,909,600	0.1983	20,336,764	0.2165	98,246,364	107,018,000	0.2384
140	厚真町	36,957,280	0.0941	14,111,041	0.1502	51,068,321	51,392,000	0.1145
141	むかわ町	57,886,150	0.1474	28,121,783	0.2993	86,007,933	98,890,000	0.2203
142	日高町	87,960,000	0.2239	36,492,496	0.3884	124,452,496	112,260,000	0.2501
143	平取町	36,446,600	0.0928	15,008,448	0.1597	51,455,048	70,084,000	0.1561
144	新冠町	31,915,700	0.0813	14,217,466	0.1513	46,133,166	57,997,000	0.1292
145	新ひだか町	158,983,800	0.4047	52,584,934	0.5597	211,568,734	240,446,000	0.5357
146	浦河町	81,413,110	0.2073	33,022,614	0.3515	114,435,724	115,497,000	0.2573
147	様似町	44,304,300	0.1128	14,173,607	0.1509	58,477,907	54,886,000	0.1223
148	えりも町	37,698,100	0.0960	11,055,353	0.1177	48,753,453	52,530,000	0.1170
149	音更町	271,207,300	0.6904	70,802,588	0.7536	342,009,888	339,692,000	0.7568
150	士幌町	43,867,300	0.1117	16,381,869	0.1744	60,249,169	63,727,000	0.1420

平成20年度市町村保険料等負担金及び療養給付費負担金納入額一覧表  
【後期高齢者医療会計】

No.	区分	保険料負担金		保険基金安定負担金		保険料等負担金	療養給付費負担金	構成比
		(円)	(%)	(円)	(%)			
151	上士幌町	35,696,200	0.0909	14,961,706	0.1592	50,657,906	57,038,000	0.1271
152	鹿追町	35,621,400	0.0907	12,697,712	0.1351	48,319,112	49,091,000	0.1094
153	新得町	47,007,200	0.1197	22,746,363	0.2421	69,753,563	88,652,000	0.1975
154	清水町	83,908,350	0.2136	28,297,602	0.3012	112,205,952	125,598,000	0.2798
155	芽室町	121,752,600	0.3100	32,470,717	0.3456	154,223,317	161,099,000	0.3589
156	中札内村	28,999,800	0.0738	7,968,016	0.0848	36,967,816	30,641,000	0.0683
157	更別村	25,229,800	0.0642	4,573,366	0.0487	29,803,166	24,053,000	0.0536
158	大樹町	41,651,600	0.1060	16,646,124	0.1772	58,297,724	58,497,000	0.1303
159	広尾町	50,455,700	0.1284	20,476,262	0.2179	70,931,962	67,854,000	0.1512
160	幕別町	172,054,300	0.4380	49,843,823	0.5305	221,898,123	213,419,000	0.4755
161	池田町	72,077,900	0.1835	22,777,650	0.2424	94,855,550	103,432,000	0.2304
162	豊頃町	27,110,600	0.0690	11,673,037	0.1242	38,783,637	48,281,000	0.1076
163	本別町	62,017,200	0.1579	25,209,552	0.2683	87,226,752	88,430,000	0.1970
164	足寄町	56,187,200	0.1430	25,739,142	0.2740	81,926,342	102,471,000	0.2283
165	陸別町	22,613,500	0.0576	9,328,097	0.0993	31,941,597	30,645,000	0.0683
166	浦幌町	34,587,200	0.0881	19,111,103	0.2034	53,698,303	65,741,000	0.1465
167	釧路町	93,152,700	0.2371	24,363,555	0.2593	117,516,255	107,025,000	0.2384
168	厚岸町	66,862,700	0.1702	24,069,819	0.2562	90,932,519	86,991,000	0.1938
169	浜中町	33,838,480	0.0861	14,598,573	0.1554	48,437,053	56,264,000	0.1254
170	標茶町	50,178,740	0.1277	21,514,598	0.2290	71,693,338	75,408,000	0.1680
171	弟子屈町	44,547,800	0.1134	22,671,945	0.2413	67,219,745	84,030,000	0.1872
172	鶴居村	14,306,800	0.0364	4,726,222	0.0503	19,033,022	18,156,000	0.0405
173	白糠町	71,646,100	0.1824	24,072,334	0.2562	95,718,434	90,495,000	0.2016
174	別海町	87,246,800	0.2221	26,195,023	0.2788	113,441,823	102,572,000	0.2285
175	中標津町	108,314,800	0.2757	32,511,699	0.3460	140,826,499	117,624,000	0.2621
176	標津町	38,552,400	0.0981	9,755,988	0.1038	48,308,388	46,273,000	0.1031
177	羅臼町	30,355,383	0.0773	9,680,847	0.1030	40,036,230	45,651,000	0.1017
178	大雪広域	172,533,800	0.4392	65,636,047	0.6986	238,169,847	263,145,000	0.5862
	計	39,281,468,116	100.0000	9,395,514,609	100.0000	48,676,982,725	44,886,498,000	100.0000

## 5 基金運用状況調書

この調書は、北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金（以下「運営安定化基金」という。）及び北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「臨時特例基金」という。）の運用状況を示しており、その内容は次のとおりである。

### 運営安定化基金

高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整を行うとともに、同法第125条第1項に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として設置している基金で、平成20年度に2,736,475,000円を基金に積み立て、次年度以降の年度間の財政調整の財源としている。

（単位：円）

区 分	平成19年度末 現在高 (A)	平成20年度			平成20年度末 現在高 (A+B)
		増	減	計 (B)	
預 金	0	2,736,475,000	0	2,736,475,000	2,736,475,000

### 臨時特例基金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図ることを目的として設置している基金である。

広域連合が交付を受ける「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」及び「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」が、基金の設置財源である。

平成20年度では、後期高齢者医療会計において高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の国庫補助金を受けて3,649,424,446円の積み立てを行い、一般会計で説明会の開催及び周知広報に要する経費として49,620,686円、後期高齢者医療会計で、保険料徴収激変緩和措置分として1,331,041,366円、きめ細やかな相談体制整備事業として69,527,154円を、それぞれの会計より取り崩し事業を行った。

（単位：円）

区 分	平成19年度末 現在高 (A)	平成20年度			平成20年度末 現在高 (A+B)
		増	減	計 (B)	
預 金	1,337,252,700	3,649,424,446	1,450,189,206	2,199,235,240	3,536,487,940

